

外貨取引の人民元への換算にかかるルールについて

ここ数年のトレンドとして、日本円の対人民元での為替レートは円安に進んできていますが、為替レートが変動すると中国法人の円建ての取引や資産・負債などの人民元換算額が影響を受けています。そのため、会計上および税務上、外貨建て取引や資産・負債の評価にかかる人民元への換算については一定のルールに基づいて行うべきこととされています。今回は、外貨建ての取引の人民元への換算にかかる会計上、税務上のルールについて概説します。

1. 外貨取引の発生

中国国内の取引については、原則として決済通貨は人民元とされています。なお、中国国内であっても保税区や物流园区など税関管理上の特別区域内の企業との間で行われる輸出取引、輸入取引とされる場合には、以下で述べるような外貨での決済が認められます。

一方、中国国内企業が国外企業との間で取引を行う場合、その決済通貨は、取引における通貨建ての取り決めに基づきます。昨今ではクロスボーダー人民元決済を採用するケースも増加してきていますが、米ドルや日本円などの外貨を用いた決済が行われるのが一般的といえます。

国外企業との間の取引の決済については、外貨管理の規制が適用されており、経常項目（貿易取引もしくはサービス貿易取引）であれば原則として取引の実在性を前提とした決済であるとの裏付けが必要となり、また資本項目（資本金や貸付など）においては登記管理が実施されています。そのため、取引に先立ち、契約書や発注書、インボイスや決議書などの証憑によって取引通貨及びその金額について明確にされる必要があります。

2. 外貨取引の人民元への換算に関する会計、税務上のルール

(1) 会計上のルールについて

中国では、会計帳簿の作成において人民元を記帳本位通貨として作成すべきこととされています。そのため、上記で指摘したような外貨取引が発生する場合には、取引通貨から人民元に換算して会計処理を行う必要があります。

取引通貨から人民元への換算について、企業会計準則および小企業会計準則では、原則として「取引発生日」における中国人民銀行が発表する中間レートに基づいて換算すべき旨規定していますが、適用される準則によって「当期の平均レート」や「企業が採用するシステムにより合理的に適用される取引発生日のレートに近似するレート」での処理が認められています。

(2) 税務上のルールについて

税務上においては、課税通貨は人民元とされるため、税額の計算の局面において、外貨取引について取引通貨から人民元への換算が必要となります。この点について、基幹税である增值税、企業所得税、個人所得税の規定は、それぞれ以下の通りとなっています。

Seiwa Global URL: <http://www.seiwa-group.jp>

成和ー上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商务中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 ／ 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244

© 2015 SSBC. All rights reserved.

◇税務上の取引通貨から人民元への換算ルール

税目	換算ルール
增值税	外貨課税売上の人民元への換算について、「売上発生日の中間レート」もしくは「売上発生日 1 日の中間レート」のいずれかの換算方法を選択可能 ※ただし、課税年度内はいずれかの換算方法に統一しなければならない
企業所得税	課税所得の計算過程において、特別に外貨取引の換算に関する規定なし
個人所得税	外貨課税所得について、納税申告、源泉徴収申告の前月末日の中間レートで人民元に換算

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所:上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号:+86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>